

山中湖村騒音防止条例

○山中湖村騒音防止条例

昭和 40 年 7 月 25 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 24 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、騒音を防止するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、騒音とは、その附近で自然の状態の平均音(暗騒音という。)より高く、公衆に迷惑を及ぼすすべての音を云い、その音量は、10 米離れたところで附近の暗騒音より 10「フォン」を超えてはならない。

(制限)

第 3 条 拡声機等の放送は、商業地帯(キャンプ場等を含む。)は午後 11 時から午前 6 時、住宅地帯は午後 10 時から午前 6 時までの間は、放送してはならない。但し、緊急の場合の放送は、この限りでない。

2 学校(授業中)の周囲 100 米以内は、拡声機による放送はしてはならない。但し、広報、選挙等の放送は、この限りでない。

3 楽器、ラジオ、テレビ、歌等で公衆の迷惑になる音は、午後 11 時から午前 6 時までは、近隣のものがその音が聴きとれない程度の小音にしなければならぬ。

(届出及び許可)

第 4 条 興行場、遊び場等の拡声機等による放送施設又は高音を発する船舶、その他の機械等は、使用開始 3 日前までにその責任者、使用場所を村長に届出て許可を得ること。

(罰則)

第 5 条 騒音に対しては、防音上必要な措置を命ずることができる。

2 この条例に違反したものは、科料又は拘留に処する。

附 則

1 この条例は、昭和 40 年 8 月 1 日より施行する。

2 従前の山中湖村騒音防止条例(昭和 28 年山中湖村条例第 7 号)は、廃止する。